

## 大川広域行政組合管理者の職務の代理を定める規則

〔 昭和60年 7月19日 〕  
規 則 第 2 号

改正 昭和62年 2月12日規則第 2号 平成10年 9月30日規則第14号  
平成14年 3月29日規則第 3号 平成15年 4月 1日規則第 3号  
平成15年 4月 1日規則第12号 平成15年12月 1日規則第15号  
平成16年 3月24日規則第 1号 平成22年 3月25日規則第 2号

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定に基づき、管理者の職務の代理について定めるものとする。

第2条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

第3条 副管理者にも事故があるとき、又は副管理者も欠けたときは、事務局長がその職務を代理する。

第4条 管理者、副管理者及び事務局長がともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、事務局次長がその職務を代理する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年2月12日規則第2号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月30日規則第14号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第12号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月1日規則第15号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第2号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。